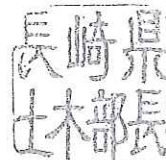


27 建企 第 602 号
平成 28 年 3 月 8 日

(一社) 長崎県建設業協会	会長	}	様
(一社) 長崎県中小建設業協会	会長		
(一社) 長崎県造園建設業協会	会長		
(一社) 長崎県ほ装協会	会長		
(一社) 長崎県工務店連合会	会長		
(一社) 長崎県管工事業協会	会長		
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会	会長		
(一社) 長崎県空調衛生設備業協会	会長		
(一社) 長崎県建造解体工業会	会長理事		
(一社) 長崎県のり面協会	会長		
長崎県電気工事業工業組合	理事長		

長崎県 土木部長



工事費内訳書取扱要領の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり一部改正することとしたので通知します。

記

1. 改正内容

工事費内訳書取扱要領(最終改正平成 27 年 3 月 2 日 26 建企第 556 号)
第 6 「入札を無効等とする場合の判断基準について」の① 1 次チェック項目表において、類型 1 の (5)、類型 3 及びチェック項目表外の (注 1) を削除し、以下の付記番号を繰り下げ、チェック項目表外の (注 4) の C の前段に「数量総括表の記載」に関する項目と(注 5)として「押印」に関する項目をそれぞれ追加する。

2. 改正の理由

入札を無効とする判断基準のチェック項目を整理したことによる

3. 改正要領 工事費内訳書取扱要領

4. 施行時の時期

平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告及び入札執行通知をする工事から適用します。